

委員会指示事務取扱要領

令和5年10月24日付け胆振海区漁業調整委員会指示第2号（以下「指示」という。）の2の(3)に基づき、事務取扱要領を次のとおり定める。

1 さくらます船釣りライセンスの取得

(1) 申請

ア 申請書の様式等

ライセンスを取得しようとする者は、別記第1号様式による申請書を本委員会に提出しなければならない。

イ 添付書類

申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(ア) 船舶検査証書の写し

なお、同証書裏面に記載されている航行区域に指示が定める制限海域が含まれていない場合は、同海域を航行区域に含む臨時変更証の写し。

(イ) その他本委員会が特に必要と認める書類

ウ 申請書の提出期限

申請書は、原則として、令和5年11月25日までに提出しなければならない。

(2) ライセンス基準

本委員会は、総トン数20トン未満の動力船で申請した者に対してのみ、ライセンス証を発行する。ただし、本委員会が特別に認める場合を除く。

(3) ライセンス証

指示3の(1)に規定するライセンス証の様式は別記第2号様式とする。

(4) 章旗

指示3の(2)に規定する章旗の形状及び色等は別図のとおりとする。

2 その他

指示3の(6)に定める釣果報告の様式は別記第3号様式とし、本委員会への提出期限は令和6年3月31日とする。